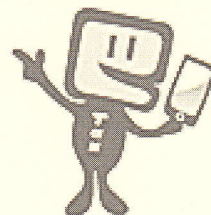


緑税務署から確定申告のお知らせ

◎令和元年分の確定申告【申告・納付の期限等】

所得 税 及 び 復興特別所得税	2月17日(月)～3月16日(月)
贈 与 税	2月 3日(月)～3月16日(月)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	3月31日(火) まで



納税は振替納税が、安全・便利です。

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が利用できます。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

◎緑税務署の申告書作成会場

税務署の申告書作成会場は、**2月17日(月)**に開設します！

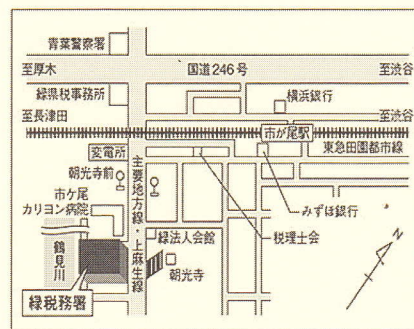
〔開設期間〕 **2月17日(月)～3月16日(月)**

土・日及び祝日を除く。ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は、相談・申告書の提出受付及び用紙の配付のみ行います。

〔時 間〕 受 付 **8:30～16:00**

相談・作成 **9:15～17:00**

- ・ 会場が混雑している場合は、16時より前に受付を締め切ることがあります。
- ・ 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありません。
- ・ 1月から4月中旬まで税務署の駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- ・ 税務署には、ご利用可能なコピー機がございません。あらかじめご了承ください。



◎パソコンでもスマホでも確定申告ができます！

～税務署窓口で、事前にIDとパスワードの申請が必要です～

事前に税務署で発行した**ID(利用者識別番号)**と**パスワード(暗証番号)**があれば、パソコン・スマホから**e-Tax**で**確定申告書を送信**できます。

※ 国税庁HPを利用して申告書を作成し、書面で提出していた方は、特に便利になります。

※ このID・パスワードは、どこの税務署でも申請・取得できます。

※ 1月以降の税務署は大変混雑しますので、12月末までのお手続きをお願いします。

◎医療費控除の手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、**領収書の提示又は提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要**となりました。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

◎申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※ ご自宅から**e-Tax**で送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

お問合せ先：緑税務署 〒225-8550

横浜市青葉区市ヶ尾町22-3 ☎ 045(972)7771(代表)

※お電話は、自動音声にてお受けし、ご用件に応じて担当者がお答えします。